

相続対策 ワンポイント・レッスン ～相続を放棄しても受取ることができます～ その5

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただいています。

第5回目のテーマは、「相続を放棄しても受取ることができます（死亡保険金・遺族年金など）」について、解説します。

1. 家庭裁判所における相続の放棄

相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければなりません。相続放棄の申述書が提出されると、家庭裁判所は、その申述を審査して受理するか否かを決定することになります。これは、申述書が形式的要件を具備しているかどうか、申述が本人の真意によるものかどうかを形式的に審査するものであり、常に本人の審問等を行うことは要しない（最高裁：昭和29年12月21日判決）とされています。そして、家庭裁判所が相続放棄の申述を受理することによって相続放棄の法定効力が生じます（家事事件手続法39・別表第一95）。

相続の放棄では、限定承認の場合と異なり、財産目録の提出は要しないし、理由を示す必要もありません。また、相続人全員が共同である必要はなく、相続の放棄をしたいと思う相続人一人一人が家庭裁判所に申述すればよいのです。

通常、相続放棄をしようとする者は、被相続人の相続財産において資産よりも負債が多い場合や、限定承認をしたいけれども相続人の一部の人が反対するためできないときなどに有効な方法です。しかし、資産が負債よりも多い場合であっても、相続放棄することができます。

相続放棄の手続は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月（例えば、被相続人の死亡の日が1月1日ならその期限は4月1日となります（民法140：暦法的計算による期間の起算日））以内（熟慮期間内）に家庭裁判所に相続放棄申述書を提出して放棄しなければなりません（民法915①）。この「自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続人が相続開始の原因たる事実の発生を知り、かつ、そのために自己が相続人となったことを知った時をいいます。

2. 相続の放棄があっても取得することができる財産

相続の放棄があっても、取得することができる財産には、以下のようなものがあります。

① 生命保険金や退職手当金など

死亡保険金及び死亡退職金などの財産については、保険金受取人固有の財産であることから、相続の放棄をした人でも、死亡保険金などを受け取ることができます。

また、保険料負担者以外の者が保険契約者となっている場合に、保険料負担者が死亡したときは、生命保険契約に関する権利を保険契約者が遺贈によって取得したものとみなされ、その保険契約者が相続の放棄をしても保険契約者としての地位の変更はありません。

② 遺族年金

公的年金に加入している方が亡くなったときに、その家族に支給されるのが遺族年金です。遺族年金は、遺族がその固有の権利に基づいて受給するもので、相続財産には含まれません。よって、相続放棄をした場合でも、遺族年金を受け取ることができます。

③ 未支給年金

未支給年金請求権については、死亡した受給権者に係る遺族が、未支給年金を自己の固有の権利として請求するものですので、相続放棄をした場合でも、未支給年金を受け取ることができ、死亡した受給権者に係る相続税の課税対象にはなりません。なお、遺族が支給を受けた未支給年金は、遺族の一時所得に該当します。

④ 特別縁故者として財産分与を受けることができる

相続の放棄をした結果、相続人がいなくなったような場合に、相続放棄した者も、特別縁故者として財産分与の申立ができます。相続放棄したことは、特別縁故者になる障害になりません。その場合、どのくらいの遺産が与えられるかについては、「残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる（民法958の3①）」と規定されていて、裁判例（神戸家裁尼崎支部：平成25年11月22日審判）では、全遺産が与えられた例もあります。

⑤ 墓地などの祭祀財産

墓地などの祭祀財産は、一般の相続財産とは別個に承継されるものとされていることから、これらは相続財産に属さないこととされています（民法897）。